

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

民間企業による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

ソーラーカーポート事業

Q&A 集

令和5年5月19日

一般社団法人 環境技術普及促進協会

目 次

1. 【全般】	1
2. 【応募申請時の提出書類】	4
3. 【事業要件】	5
4. 【事業期間】	11
5. 【補助対象設備・工事】	12
6. 【補助対象経費】	13
7. 【採択以降について】	15
8. 【その他】	17

1. 【全般】

1-1. 本補助事業はどのような体制で執行されますか。

- 本補助事業は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務等を行う執行団体を選定し、当該執行団体において補助事業者の募集・採択を行い、補助金を交付します。
- なお、本補助事業に係る応募申請書・交付申請書・完了実績報告書の記載内容についての問い合わせ等は、一般社団法人 環境技術普及促進協会（以下、協会）までお願いします。

1-2. 本補助事業の目的は何ですか。

- 本補助事業は、駐車場を活用したソーラーカーポート（太陽光発電搭載型カーポート又は太陽光発電一体型カーポート）や蓄電池等の設備の導入を行う事業者に対し、これらの事業に要する経費の一部を補助することにより、地域の再エネ主力化・レジリエンス強化の促進を加速化し、2050年カーボンニュートラルの実現に資することを目的としています。

1-3. 本補助事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。

- 本補助事業に申請できる者は次のとおりです。
 - (1) 民間企業
 - (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
 - (4) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
 - (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - (7) 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
 - (8) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (9) その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者
- 上記の「民間企業」は、本補助事業においては、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・信用金庫・相互会社・有限会社などをいいます。

1-4. 直近の決算で債務超過がある場合は、応募できないのですか。

- 本補助事業では、代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします。
- ただし、関連企業等による事業継続の一切を確約する書面および事業継続を確約する法人などの単体ベースの直近の3決算期の貸借対照表と損益計算書を提出する場合は、応募することが可能です。該当される場合は、事前に協会に相談してください。

1-5. 自家消費型太陽光発電設備等をファイナンスリースにより導入する場合、どのように申請をする必要がありますか。

- 設備等の調達の形態としてリースを選択した場合、設備等の所有権がリース事業者にあるこ

とから、リース事業者が代表申請者となり、設備を使用する者（需要家）を共同事業者とした申請としてください。

1-6. 地方公共団体は、この事業に応募することはできないのでしょうか。

- 地方公共団体で当該補助事業の対象となる設備を取得しない（補助金の交付を受けない）場合は、共同事業者として申請することができます。
- なお、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の補助対象となり得る施設については、本補助事業の交付の対象外としますので、同事業への応募を検討ください。

【リンク先】

https://www.eic.or.jp/eic/topics/2022/resi_r03c/002/

「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の事業要件を満たさない施設である場合は、申請書に明記の上応募ください。

1-7. 公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのでしょうか。

- 実施計画書等の記載内容が本事業の趣旨に沿い、外部の有識者からなる審査委員会で審査基準により審査・評価し、公募予算の範囲内で採択を行いますので、必ず採択されるわけではありません。応募額が予算額を超える場合は、予算額の範囲でなるべく多くの事業者を採択する観点から、1事業者当たりの採択額に上限を設けるなどの絞り込みを行うことがあります。なお、審査委員会で書面審査と合わせて、対面ヒアリングを実施する場合があります。

1-8. 応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。

- 書面での手続きが必要となりますので、辞退する必要が生じたら、速やかに協会にご連絡ください。申請に当たっては、十分に検討の上、応募してください。

1-9. 他の補助金と併用は可能ですか。

- 国からの補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)は1事業1件だけ受けることが可能です。重複申請は可能ですが、本補助金が採択された場合は、本補助事業を優先するようにお願いいたします。
- 地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。
ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(協会)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。
なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。
- なお、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。
- 同一敷地内で建物の屋上と駐車場にソーラーカーポートを設置して太陽光発電設備を設置する

場合、建物の屋上分は他の事業、ソーラーカーポートの設置分は本事業で公募することは可能です。ただし、他の事業と本事業分は、パネル、PCS、配線等完全に分離してください。共通部分があると補助対象外になります。

1-10. 応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に事業計画の策定を見直した場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更してもよいですか。

○交付申請の際に提出する実施計画書は、協会から特別な指示のない限り、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。どうしても変更が必要な場合、協会に相談してください。

1-11. 応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。

○質問等は、メールでお問い合わせください。

1-12. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。

○本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはJ-クレジット制度と同じく、認められません。

2. 【応募申請時の提出書類】

2-1. 応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類(見積書)等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。

○応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書をもとに作成いただいても構いません。

2-2. 様式 1 応募申請書の「申請者」は誰にすればよいですか。

○法人の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。

2-3. 複数の施設に関する応募について、一つの提案として応募しても良いでしょうか。

○複数施設にわたり導入する設備の所有者たる申請者が同一の場合、それぞれの施設ごとで申請してください。施設ごとに採択の可否を判断します。

2-4. 別紙 1 実施計画書の「事業実施の担当者」(事業の窓口となる方)は誰にすればよいですか。

○代表事業者の法人に所属し、本補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。

○代行申請はできません。申請は必ず応募申請者(代表事業者)自身が行ってください。

2-5. 代表事業者の業務概要や貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページにも IR 情報として公表しています。

パンフレット及びホームページに掲載されたものを、提出してよいでしょうか。

○問題ありません。最新のものを提出してください。

2-6. 連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。

○単体と連結、両方提出してください。

2-7. 貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。

○不要です。

3.【事業要件】

3-1. 太陽光発電設備とその電力を使用する施設が同一敷地内であることが要件ですが同一敷地内の定義がありますか。

○本補助事業は対象施設（オンサイト）で自家消費することを目的とした太陽光発電設備を補助対象としており、太陽光発電設備等の設置場所と太陽光発電設備の発電電力の消費場所が同一敷地内（オンサイト）であることが原則です。

この例外として、対象施設の屋根などに太陽電池モジュール（太陽光パネル）を設置するスペースが不足している場合、次の①②③④を全て満たす申請については、本補助事業の対象とします。対象施設の隣接地ではなく、対象施設から離れた場所に太陽光発電設備等を設置する場合、「オンサイト」とは言えないため、本補助金の対象外とします。

需要地の土地・建物と異なる所有者（資本関係のない第三者など）の土地・建物をまたぐ場合は隣接地とは見なしません。ただし、需要地の土地・建物の所有者と資本関係のある法人などの土地・建物をまたぐ場合は隣接地と見なせることとします。こうした申請を行う場合、申請書の添付書類で需要地と隣接地の土地・建物の所有者に資本関係などがあることを示してください。

一般送配電事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介さずに自営線で対象施設に電力を供給する。

自営線を含む補助対象設備の法定耐用年数における設置に関して土地や建物の権利関係に問題がない（他者が所有する土地や建物の場合、法定耐用年数における太陽光発電設備等の設置の了承が得られている）ことを確認できる資料が申請時に提出される。

※公道などを挟む場合は、太陽光発電設備等の法定耐用年数の間、太陽光発電設備等の自営線などが通ることについて地方公共団体などの了承が得られていることを確認できる書類も必要

隣接する土地や建物に太陽光発電設備等を設置すること。

資源エネルギー庁の Q&A における「一の需要場所（需要地）」に該当する。

cf. 特例需要場所及び複数需要場所を 1 需要場所とみなすことに関する Q&A（資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/index.html

《「特例需要場所」とは、「一の需要場所において、災害による被害を防止する措置や温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、電気工作物の設置や運用の合理化のための措置その他電気の利用者の利益に資するための措置に伴い必要な設備であって、次の各号に掲げる要件を満たす設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている必要最小限の場所」（引用：電気事業法施行規則第 3 条第 3 項）を指します。

上記の設備の設置に際し、当該設備に係る電気の利用者へ小売供給を行う小売電気事業者から一般送配電事業者へ申し出があり、下記の①～④の「特例需要場所」の要件を満たす場合に「一の需要場所」とみなすこととしています。

- ①公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者の検針並びに保守及び保安等の業務のための立入り（略）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。
- ②原需要場所における他の電気工作物と電氣的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること。
- ③特例需要場所における配線工事その他の工事に関する費用は、当該特例需要場所の電気の利用者又は小売電気事業者が負担するものであること。
- ④特例需要場所を一の需要場所とみなすことが社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該特例需要場所を供給区域に含む一般送配電事業者の供給区域内の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。》

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/q1.html

《小売電気事業者から一般送配電事業者に対して申出があった場合で、一般送配電事業者が技術上、保安上適当と認めたときに限り、複数需要場所1引込みが認められます。

このため、電力・ガス基本政策小委員会でニーズ例として掲載した通り、「一の需要場所A」（例えば市役所等）とは異なる「一の需要場所B」（例えば防災公園等）に太陽光発電設備を設置し、そこで発電した電力を、「一の需要場所A」に自営線により常時供給を行うことで再エネの自家発自家消費を実施する対象となります。》

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/q14.html

- 同一敷地内と確認できる以下の書類を提出してください。

【自社所有の土地・建物の場合（A）】

土地・建物が自社所有であることが確認できる登記簿謄本等を添付してください。

その場合、設備設置承諾書の提出は必要ありません。

【自社所有の土地・建物でない場合（B）】

土地・建物の賃貸借契約書等に加えて、土地・建物の所有者からの設備設置承諾書を提出してください。賃貸借契約書等に記載された契約期間が補助対象設備の法定耐用年数期間（太陽光発電設備は17年間）に満たない場合、補助金の代表申請者名で作成した補助対象設備を法定耐用年数期間、確実に使用する旨（契約の延長などの具体的な措置）を記載した確約書（様式任意）を提出してください。

【建物は自社所有だが、土地が自社所有でない場合（C）】

建物に関してはA、土地に関してはBの書類を提出してください。

3-2. 既存のカーポートに太陽光パネルを設置するのは、本事業の対象ですか。

- 既存のカーポートへの設置は、本補助事業の対象ではありません。
- 既存のカーポートに太陽光パネルの設置をお考えの場合は、「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」への応募をご検討ください。

3-3. 太陽光発電設備などの設置に関して留意することはありますか。

- 地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。海岸に近い立地の場合は、津波や高潮による浸水が想定されるかも把握し、設備を保全させるための措置を講じてください。
- 太陽光発電設備（太陽光パネル・パワーコンディショナ）や蓄電池は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「JIS C 8955：2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」や「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（監修：独立行政法人建築研究所）に準拠して設置してください。
なお、JIS C 8955 や建築設備耐震設計・施工指針での計算は耐震 B クラス以上で計算してください。

3-4. 「土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。」でいう措置とは、どういうものを言いますか。

- 設備を保全させるための措置とは、想定される災害が発生した場合においても補助対象設備が稼働できるように措置を講じることをいいます（浸水地域であれば、嵩上げを行うなど）。ただし、地域によって補助対象設備が稼働できるような措置を講じることが困難な場合は、被災した設備の修復に努めることとしてください。
※嵩上げに伴う費用は補助対象外となります。

3-5. 建築基準法での基準風速、垂直積雪量はどう調べればいいでしょうか。

- 施設所在地の市町村等へお問い合わせください。

3-6. 既に太陽光発電設備がある施設に、さらに増設する形で本補助事業を活用したいのですが、本補助事業の対象になるのでしょうか。

- 本補助事業での導入量が適切であることを示していただければ、対象となり得ます。
- なお、その場合も、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできません。また、CO2 排出削減効果においては、本補助事業での数値が必要です。既実施事業と切り分けが必要です。
- 自家消費率は、今回導入するソーラーカーポート単体での発電量のうち、施設で活用（消費）される割合（%）を算出してください。

3-7. 導入費用の計算方法をわかりやすく教えてください。

- C-2 経費内訳表で定置用蓄電池・車載型蓄電池・充放電設備・充電設備に係る補助対象経費と

それ以外の補助対象経費を分けて記載してください。

C-1 別紙 2 経費内訳における

{(「(4)補助対象経費」から定置用蓄電池・車載型蓄電池・充放電設備・充電設備に係る金額を除いたもの) × (2/3)} ÷ (パワーコンディショナの最大定格出力) が次表の値を下回ることが必要です。

パワーコンディショナの 最大定格出力 (kW)		10kW 未満	10kW 以上 50kW 未満	50kW 以上
導入費用 (万円/kW)	一般地域	27.25	26.44	17.84
	多雪地域	32.80	31.73	21.41

3-8. 蓄電池とパワーコンディショナ (PCS) が一体となっている機器の場合、PCS の経費が切り分けられないとき、導入費用の計算はどのようにすればいいのですか。

○公募要領「2.2 補助対象設備」の「(2) 定置用蓄電池」に計算方法を示しています。

たとえば、蓄電池と PCS 一体型 (蓄電池 30kWh PCS 出力 10kW) の価格が工事費込みで A 万円とすると蓄電池に係る費用は $A - (10\text{kW} \times 2 \text{万円/kW})$ になります。(A - 20 万円) / 30kWh が表 1 の目標価格を上回る場合、蓄電池に係る費用は補助対象外になります。

3-9. 自家消費型太陽光発電設備等の導入に際して、停電時にも電力を供給できることが必要ですか。

○本事業の事業要件で「(4) 停電時に電力供給可能とするシステム構成であること。」と定めています。したがって、停電時にも稼働 (電力供給) する必要があります。導入する設備が停電時にも需要家において必要とする電力を供給できる機能を有している (停電時においても必要となる機能を維持することが可能な) 設備であることや、設備の設置にあたって耐震性を確保する等により、停電時にも電力供給ができるシステムである必要があります。

また、車載型蓄電池を導入し、停電時に車載型蓄電池から給電する機能を有する設備でも構いません。

○停電時にも電力供給ができるシステムとは、例えば自立運転機能付きのパワーコンディショナを導入するほか、蓄電池や非常用発電設備を併設することが考えられます。申請書において停電時の施設と設備の使用法、系統別の出力と負荷の妥当性などを確認させていただきます。なお、夜間に必要な電力がある場合は蓄電池の導入か、既設または補助対象外経費で調達する非常用発電機等が必須となりますので、ご注意ください。

3-10. 蓄電池の設置は必須要件ですか。

○必須要件ではありませんが、蓄電池の導入により自家消費電力比率を向上させるなど CO2 削減効果の増大が図れる場合や、災害時に太陽光発電電力を充電させた蓄電池の電力を用いることで避難所等として施設が運営できるように運用を計画された場合、評価いたします。

※太陽光発電設備の設置容量に対し、系統連系する場合において、蓄電池の設置を義務付けている地域がありますので、設置場所の条件等よく確認してください。

3-11. 可搬式蓄電池は補助対象となりますか。

○可搬式蓄電池は補助対象外です。

ただし、可搬式蓄電池であっても、固定する場合には補助対象とします。なお、災害時に転倒・浸水等により破損しないように、適切な固定措置をとっていただくことが必要です。

3-12. 車載型蓄電池の導入に際しては、充放電設備の導入が不可欠ですか。

○車載型蓄電池の導入に際しては、充放電設備の導入が不可欠です。

○充放電設備・充電設備を設置する際は、必ずしも車載型蓄電池の導入は必要ありません。

3-13. 二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出したらよいですか。

○二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省地球環境局が発行している「地球温暖化対策事業 効果算定ガイドブック」を参考に算出してください。

○導入設備については、上記ガイドブック及び本補助事業に関する説明資料「CO2 削減効果算定ガイドブック ハード対策事業計算ファイルの作成について」を参考に算出してください。

3-14. 事業成果等の公表についてどのようなことが必要ですか。

○本補助事業で実施した事業の成果等については、補助事業者において積極的に公表していただくとともに、国の補助事業であることに鑑み、環境省が主催する説明会や環境省のホームページ等で公表することがあるため、協会、環境省及び環境省の委託を受けて補助事業の検証・調査等を行う事業者から求めのあった場合にはデータの提出等に応じていただく必要があります。

3-15. 電気自動車に充電する電力は「導入場所の敷地内で自家消費する電力」となりますか。

○本事業で導入する車載型蓄電池やそれ以外の駐車場を利用する電気自動車に充電する電力は導入場所の敷地内で自家消費する電力となります。

3-16. 「地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域」とはどのようなものですか。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 法律第 117 号）第 21 条第 5 項に基づき、市町村が、再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリアを「促進区域」として定めるものです。令和 4 年 4 月 1 日より制度が開始されるものであり、促進区域を定めた市町村は現時点ではありません（令和 4 年 6 月 6 日現在）。

促進区域で実施する事業に該当する場合には、①市町村の地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた促進区域に係る文書の写し（W E B 掲載場所の URL を余白に記載）、②その他必要な補足説明資料を提出してください。提出書類に基づき審査をしますので、①だけで判断ができない可能性がある場合には、②を必ず提出してください（提出資料のみで該当性が十分に判断できない場合には評価対象外とします）。促進区域内で実施する事業であっても、当該事業で導入する再エネ設備が、当該促進区域の促進対象とされていない場合は、評価対象とはなりません。なお、公募締切日までに地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた文書として市町村 W E B サイトにて正式公表された促進区域が評価対象となり、検討中のものや W E B 公表前等のものは、評価対象とはなりません。

4.【事業期間】

4-1. 事業完了までにどの内容が終了していればよいですか。

○事業完了とは、下記の要件をすべて満たしていることが必要です。当該年度1月31日までにすべてを完了するようにしてください。

①当該年度に行われた委託・請負等に対して、業務が完了し、対価の支払い及び精算が終了していること

②補助対象設備等の導入が完了し、電力が需要施設に供給できる状態にあること。

※ただし、電力会社に系統連系手続きの申請をしたうえで、連系手続きに時間を要していることが協議資料等で確認できる場合は、発電開始は事業完了後でも認める場合があるので、協会に事前に相談してください。

4-2. 2か年度事業として応募をすることは可能ですか。

○単年度（当該年度の1月31日まで）で事業完了する事業のみ公募を行っています。よって2か年での応募することはできません。

4-3. 昨今の半導体不足などの状況で来年の1月31日までに終了できるかどうか不安です。

○応募にあたっては、単年度（当該年度の1月31日まで）で事業を完了するように計画を立てたうえで申し込んでください。ただし、その後の状況により事業が遅れることが分かった場合は、速やかに協会に相談してください。協会としても、適宜、事業の進捗状況を確認しますので、そのときに担当者に状況をお知らせください。

○系統連系に係る保護継電器である「RPR/逆電力継電器」「OVGR/地絡過電圧継電器」「ZPD/零相電圧検出装置/検出器」などやキュービクル（高圧受変電設備）は、納期が長期化している昨今の情勢を踏まえ、補助対象外経費に該当するものとし、補助対象経費とは別の発注、契約であることを条件に交付決定日より前の発注を可とします。この場合でも、事業期間内における太陽光発電設備の完成が必要なことに注意してください。

5. 【補助対象設備・工事】

5-1. 設計・監理に係る費用は補助対象ですか。

○実施設計・工事監理については補助対象となります。

5-2. 設計が完了している事業について、工事のみを事業の対象とすることができま すか。

○工事契約前であれば、当該工事については本事業の対象となります。

5-3. 付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。

○付帯設備の範囲は、エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）
の適切な稼働に直接必要な設備であって、必要最小限度のものに限ります。

5-4. 逆潮流防止装置は補助対象ですか。

○自家消費するために系統連系を行う必要があり、一般送配電事業者により逆潮流防止装置の設
置を要求される場合は補助対象です。

5-5. 蓄電池の屋外設置の可否と付帯設備・付帯工事の範囲はどのように考えたらよ いですか。

○屋外への設置を検討する場合は、「①屋外に設置することの許容要件」をすべて満たし、「②屋
外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲」を確認のうえ、工事範囲の検討、補助対象経
費の算出等を行い、検討してください。

①屋外に設置することの許容要件

- ・屋内設置できる他の代替施設があるが、あえて屋外設置になる当該施設に導入すべき正
当な事情や理由があること
- ・当該施設の屋内設置ができない相応の理由があること（設置場所が確保できない等）

②屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲

- ・当該付属設備や付帯工事がなければ補助事業の目的を達成できない場合（蓄電できない、
停電時の安定供給が確保できない等）には、「機能確保」のためのものであれば、直接必要
な付帯工事や設備で、かつ、必要最小限の対象物・範囲に限って補助対象とします。
（例）降雨等保護のためのカバー、収納箱は可。小屋等の施設は不可（必要最小限を超え
るため）
- ・安全フェンス等の設置は補助対象外とします。
- ・災害時の転倒対策（アンカー基礎等）は補助対象とします（停電時に機能を維持する必要
があるため）。
- ・設置場所そのものの耐震工事は補助対象外とします（強度等を備えた設置上問題の無い場
所に設置導入することが前提のため）。

6. 【補助対象経費】

6-1. 補助金額に上限額・下限額はありますか。

○補助金の交付額は1事業につき1億円が上限額となります。下限額はありませんが、太陽電池出力（パワーコンディショナ最大定格出力合計）が5kW以上である必要があります。

6-2. 補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。

○補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については個別にご相談ください。

<補助対象外経費の例>

- ・実証的な製品
- ・気温計・日射計・気象信号変換器
- ・普及啓発用機器（モニター・ケーブル）
- ・売電に必要な経費（売電メーターの設置費用、一般送配電事業者への工事負担金）
- ・データ通信費
- ・パワーコンディショナ等の保証料
- ・数年で定期的に更新する消耗品（例:消火器）
- ・電力会社・消防署等への申請・届出・登録等に係る費用
- ・設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
- ・工事会社等への振込手数料
- ・既存設備の撤去費
- ・残土の処理費用（処分費・運搬費）
- ・低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地に係る費用、敷砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用
- ・盛土や土壌改良工事に係る費用
- ・建物の費用、建物建設工事に係る基礎工事費用、建築物の躯体等に関する工事費用
- ・駐車場の整備費（路面の補装、線引き費用など）
- ・監視カメラ、照明設備とその設置費など
- ・安全フェンス等の設置に係る費用等

6-3. 充放電設備、充電設備の工事についてどんな項目が補助対象になりますか。

○補助対象になるのは以下の項目です。

<補助対象経費の例>

- ・充放電設備、充電設備の本体、設置工事費
- ・充放電設備、充電設備を設置する土台とその整備費
- ・配線等の設置工事費など

<補助対象外経費の例>

- ・駐車場の整備費（路面の補装、線引き費用など）
- ・監視カメラ、照明設備とその設置費など
- ・残土の処理費用（処分費・運搬費）

6-4. 消費税は補助対象となりますか。

○消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

①消費税法における納税義務者とならない補助事業者

②免税事業者である補助事業者

③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者

④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

○補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、交付規程様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告して下さい。

7. 【採択以降について】

7-1. 請負業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。

○問題ありません。

7-2. 請負工事業者等との契約(発注)はいつ行えばよいですか。

○交付決定日以降に行ってください。

※交付決定前に契約もしくは発注及び発注請書等を行った経費は、補助対象となりません。

7-3. 請負業者等への発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。

○競争入札もしくは、三者以上による見積り合わせを行ってください。

7-4. 発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規程に基づき、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。本補助事業の場合でも随意契約は認められますか。

○本補助事業の運営上、一般競争入札での選定が困難又は不相当である場合は、指名競争入札、又は随意契約によることができます。また、交付申請段階で分かっている場合は、交付申請時に理由書を添付してください。

7-5. 補助対象となる工事と、補助対象とならない工事(全額自己負担)を1つの契約にまとめることは可能でしょうか。

○別々に契約することが望ましいですが、一緒に契約しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください(内訳を分ける、備考欄にその旨記載する等)。

7-6. 事業期間内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の不測事態により事業期間内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになるのでしょうか。

○本補助事業の期間中に完了するよう、余裕を持った計画を立ててください。やむを得ない事情により事業遅延が見込まれる場合は、速やかに協会にご連絡ください。

7-7. 採択後、補助対象経費を精査した結果、増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。

○交付申請時においては、採択通知に記載された採択額が補助金交付額の上限になります。

交付決定後の完了実績報告時においては、交付決定通知で示された補助金交付額が上限になります。

7-8. 外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたいが、行ってもよろしいですか。

○採択時の事業計画内容と異なるものは、原則として認められません。

なお、事業計画内容の変更が必要となった場合については、協会まで相談ください。

7-9. 事業の計画変更について、交付規程第8条第1項第三号イに「ただし、軽微な変更である場合は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

○「軽微な変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第2の第1欄の区分に示す、それぞれの費目の配分額の15%以内の変更で、かつCO2の排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- ・事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

○なお、変更する必要がある場合は、独自に判断せず必ず協会へ相談してください。

7-10. 工事代金等の支払方法の注意点はありますか。

○原則として、支払は銀行振込としてください。その上で、支払の事実を証明できる証憑（銀行振込明細書等）の整理をお願いします。

○工事代金を支払う際は、契約金額から振込手数料を減額しての支払いは行わないでください。

8.【その他】

8-1. 本補助事業で導入した設備等を稼働した結果、CO₂削減目標値を達成できなかった場合にはどのように報告することが必要でしょうか。また、達成できなかった場合、補助金返還の可能性はありますか。

- 事業報告の際、CO₂削減量が目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的に説明してください。
- 補助事業者は、事業完了後においても、本補助事業の目的が達成されているか継続的に点検を行って、目的が達成されていない場合には、運用方法を見直すなど補助事業の目的に適合するような措置を講じる必要があります。
- なお、CO₂削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は、補助金の返還を求める場合がありますので、ご承知おきください。

8-2. 本補助事業で取得した財産を、処分したい場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。

- 補助金で取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内(法定耐用年数)に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)をすることをいいます。)しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間となります。

8-3. 補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果につき、J-クレジットとして認証を受け、クレジットの運用をすることは可能でしょうか。

- 交付規程第8条第1項第十五号を参照願います。本補助事業により取得した温室効果ガス削減効果は、施設設備の法定耐用年数期間を経過するまで、認証を受けること、またこれを運用することはできません。

8-4. 圧縮記帳は適用可能ですか。

- 所得税法第42条(国庫補助金等の総収入金額不算入)又は法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例(以下「圧縮記帳等」という。)が設けられています。
- 本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。
- なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等(例えば、経費補填の補助金等)と合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

8-5. 余剰電力を売電する場合について

- 本補助事業で導入する自家消費型太陽光発電設備で発電した電力について、固定価格買取制度（F I T）を活用して売電することはできません。
- また、令和4年度に運用開始が予定されているF I P（F e e d i n P r e m i u m）制度の認定を取得することはできません。
- 余剰電力を売電する場合は、電気事業者との個別契約において価格等を決定してください。
- また、売電により得られる収入金額は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新の費用に充てるとともに、毎月の売電量及び売電収入、収入金額の使途を管理するための帳簿を作成するなどして、適切に管理してください。